IMは、直接清算参加者iが拠出した当初証拠金の額

DFは、直接清算参加者iが拠出した清算基金の額

三　前号ロの規定により所要自己資本額（K_{CM_i}）を算出する場合においては、第九十八条第二項第一号ニの規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の一期前の四半期及のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネッティング・セットに係る最低保有期間を二十営業日とするおよを要しなら。

四　第一号に規定する算式におけるトレード・エクスポージャーに係る当初証拠金が、派生商品取引とレポ形式の取引の双方を対象としているときは、当該派生商品取引に係る当初証拠金及び当該レポ形式の取引に係る当初証拠金の額は、第二号イに定める額（担保を授受していないと仮定した場合における額とする。）と同号ロに定める額との割合に応じた額とする。

五　当該適格中央清算機関において、清算基金が一定の区分ごとに分別管理されている場合には、第一号の所要自己資本額は、当該区分ごとに算出する。この場合において、DF_{CCP}が当該区分ごとに分別管理されていないときは、当該区分ごとのDF_{CCP}は、$\sum_i EAD_i$の額の割合に応じた額とする。

六　第二号の規定にかかわらず、直接清算参加者が自己の勘定と間接清算参加者ごとの勘定（複数の間接清算参加者の勘定を一括して管理している場合にあっては、一括して管理しているそれぞれの勘定をいう。以下この号及び次号において同じ。）を分別管理している場合には、当該自己の勘定のトレード・エクスポージャーの額及び当該間接清算参加者ごとの勘定のトレード・エクスポージャーの額の合計額をEADiとする。

七　前号の場合において、直接清算参加者が拠出した清算基金が、当該直接清算参加者の自己の勘定と間接清算参加者ごとの勘定の別に分けられていないときには、当該自己の勘定に係る当初証拠金の額と当該間接清算参加者ごとの勘定に係る当初証拠金との額の割合に応じて、当該清算基金を配分するおとする。

2　前条及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において単に「合計額」という。）と、適格中央清算機関が適格中央清算機関以外の中央清算機関となったと仮定した場合における次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において「仮定した合計額」という。）を比較し、合計額が仮定した合計額を上回る場合には、当該仮定した合計額を当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー及び当該適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額の合計額とする。

一　当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額

二　当該適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額

DF_{CCP}は、当該適格中央清算機関が有する資本その他これに類するものであって、直接清算参加者の債務不履行により中央清算機関に生ずる損失を清算基金（債務不履行参加者の清算基金を除く。）に先立ち負担するものの額

EBRMは、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者に対するエクスポージャーの額に当該直接清算参加者が拠出した当初証拠金の額を加えた額

IMは、直接清算参加者iが拠出した当初証拠金（第九号において同じ。）

DF_iは、直接清算参加者iが拠出した清算基金

$A_{Net,i}$は、直接清算参加者iに対するEBRMの額（第八号及び第九号において同じ。）

$A_{Net,1}$は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスポージャーの額のうち最大の額（第八号及び第九号において同じ。）

$A_{Net,2}$は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスポージャーの額のうち二番目に大きい額（第八号及び第九号において同じ。）

$\sum_i A_{Net,i}$は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスポージャーの額の合計額（第八号及び第九号において同じ。）

二　前号におけるエクスポージャーの額は、第百二条及び第百十一条の信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額とする。

三　前号の場合において、派生商品取引に係る信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額の計算については、第七十四条のカレント・エクスポージャー方式を用いる。

四　前号の場合において、第七十四条第三項第二号のネットのアドオンについては、次の算式を用いる。

$$\text{ネットのアドオン} = 0.15 \times \text{グロスのアドオン} + 0.85 \times \frac{\text{ネット再構築コスト}}{\text{グロス再構築コスト}} \times \text{グロスのアドオン}$$

五　第三号の場合において、第七十四条第三項第一号に規定するグロスのアドオンの計算に当たり、オプションについては、第七十五条第一項第二号イ及びロに規定するリスク・ポジションの額とする。

六　第二号の場合において、第九十八条第二項第一号ニ（第百五条第五項において適用する場合を含む。）の定めにかかわらず、算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネッティング・セットに係る最低保有期間を二十営業日とすることを要しない。

七　当該適格中央清算機関において、清算基金が一定の区分ごとに分別管理されている場合は、第一号の所要自己資本額は当該区分ごとに算出することを要する。この場合において、DF_{CCP}が当該区分ごとに分別管理されていないときは、当該区分ごとのDF_{CCP}は$\sum_i A_{Net,i}$の額の割合に応じた額とする。

八　第一号において、各直接清算参加者が拠出した清算基金の額の合計額（DF_{CM}）が零を上回らない場合は、次の算式を用いて所要自己資本額（K_{CM}）を算出することを要する。

$$K_{CM} = \left(1 + \frac{A_{Net,1} + A_{Net,2}}{\sum_i A_{Net,i}} \cdot \frac{N}{N-2}\right) \cdot \frac{DF^*}{\sum_i DF_i^*} \cdot K_{CM}^*$$

DF^*は、当該適格中央清算機関に対する信用金庫又は信用金庫連合会の未拠出の清算基金の額

DF_i^*は、直接清算参加者iの未拠出の清算基金の額